

議案第52号

逗子市火災予防条例の一部改正について

逗子市火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市火災予防条例の一部を改正する条例

逗子市火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

総務省消防庁が通知した違反对象物に係る公表制度の実施の推進について（平成27年消防予第133号）の趣旨に鑑み、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対す

る認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、改正の要あるため提案する。